平成２９年（フ）第２３号
宮崎市青島５丁目１番27号
債務者　佐藤　修市
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市中山町5231番地１（ペガサスⅠ　102号）
債務者　石井　裕之
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１号
鹿児島県曽於市財部町南俣232番地４　201号室
債務者　横山　和広
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
秋田県横手市赤坂字大道向23番地６
債務者　照井　友美（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４９５１号
大阪市北区中崎１丁目９番14号
債務者　竹中麻実子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５６号
大阪府箕面市桜１丁目５番１―201号
債務者　飯田　龍喜
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３１号
大阪市東淀川区豊新５丁目13番３号　第三シンワマンション　102号
債務者　乾　　邦彦
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１７２号
大阪府門真市脇田町24番16号、前住所大阪市天王寺区上汐５丁目７番33号ルミエール夕陽丘302号
債務者　西岡万祐子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７１号
大阪府豊中市長興寺北２丁目１番10―101号
債務者　谷井　　清
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９９号
大阪市生野区生野東１丁目１番30―910号
債務者　澤田　治子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９号
大阪府吹田市内本町１丁目14―３吹田宝ハイツアップル316、住民票上の住所大阪府吹田市山田南19番２号
債務者　木戸　優子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０号
大阪市東淀川区豊里７丁目31番15―202号、事業所所在地大阪市港区福崎１丁目３番30号日本郵便輸送㈱近畿支社内
債務者　山下食堂こと　山下美津夫
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３号
大阪府枚方市宮之下町21番４―203号
債務者　奥田　清人
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５６号
大阪府門真市幸福町１番29号　イトウマンション201号
債務者　金岡　明光
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７４号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番25―907号、前住所大阪府松原市田井城４丁目９番32―310号
債務者　原田　安規
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９７号
大阪府吹田市南高浜町13番17号
債務者　植山はるみ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７００号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目18番18号
債務者　古波藏保昌
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０２号
大阪府大東市氷野４丁目５番74号
債務者　岩城　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部